

## ○大田原市広告事業実施要綱

(平成 23 年 10 月 28 日告示第 98 号)

改正 平成 24 年 3 月 28 日告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用することによって、自主財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び市民への情報提供を通して地域経済の活性化に寄与することを目的として、市が行う広告事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(媒体)

第 2 条 市の資産へ民間広告を掲載する事業(以下「広告事業」という。)の実施の対象となる資産は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が所有する構造物及び公用車
- (3) 市が管理するホームページ
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(物品等の寄附)

第 3 条 物品等の寄附により広告を行う場合については、市長が別に定める。

(掲載の範囲)

第 4 条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するもの又はそのおそれがあると市長が認めるものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 人権侵害となるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 公序良俗に反するもの又は青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) その他広告掲載することが適当でないもの

2 前項に規定する広告掲載の内容並びに広告掲載の対象業種及び業者に関する基準は、別に定める。

(規格等)

第 5 条 広告の規格、数量、掲載位置、掲載期間及び広告を掲載するための料金(以下「広告掲載料」という。)は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 前項に規定する広告掲載料は、広告の作成及び募集に要する経費並びに類似広告等の市場価格を勘案して市長が定める。

(募集)

第6条 広告の募集は、市の広報紙、市ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、大田原市広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、定められた期間(以下「申込期間」という。)内に、市長に提出しなければならない。ただし、広告媒体ごとに別に広告掲載申込書を定めたときはこの限りでない。

2 申込者は、市税等を滞納していない者とする。

(掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申込書の提出を受けたときは、申込期間終了後速やかに広告掲載の可否を決定し、大田原市広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告の申込みの数が当該広告の募集枠数を超えた場合は、広告掲載を認める優先順位を次の各号の順位によるものとし、当該各号に掲げる申込みのうちにあつては、抽選で順位を定めるものとする。

(1) 公共性及び公益性が高いと認められる広告の申込み

(2) 市内に本店、支店、営業所等を有する事業者等の申込み

(3) 前2号に掲げるもの以外の申込み

3 市長は、第1項の決定をする場合において、必要な条件を付し、又は広告の仕様の変更を指示することができるものとする。

(広告掲載料の納入等)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 既に納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の決定を受けた権利を譲渡してはならない。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が、第8条第3項の規定により付された条件又は指示に違反したとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) その他、市の行政運営上支障があると判断したとき。

(停止、撤去等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の停止、撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 第8条第1項における決定を行った後において、事情変更等により広告の内容が第4条第1項各号のいずれかに抵触することとなったとき。
  - (2) 広告主が、広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去又は削除(以下「撤去等」という。)を行わないとき。
  - (3) 前条の規定により広告掲載の決定を取り消された広告主が、広告物の撤去等を行わないとき。
  - (4) 広告主が倒産、解散等の事由により消滅したとき。
- 2 前項の広告の撤去等に要する費用は、当該広告主の負担とする。ただし、前項第4号の事由によるときは、この限りでない。

(所管課等の事務)

第13条 次の各号に該当する事務は、広告事業を実施するそれぞれの資産の所管課等が取り扱うものとする。

- (1) 広告掲載の募集、申込み及び決定に関すること。
- (2) 広告掲載料の徴収及び収納に関すること。
- (3) 広告媒体への広告掲載に関すること。
- (4) 広告掲載の取消し及び広告の停止、撤去等に関すること。

(広告審査委員会の設置)

第14条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項を協議するため、大田原市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 広告掲載の決定に関すること。ただし、第8条第1項の決定が困難な場合に限る。
  - (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員会の委員長には総合政策部長、副委員長には財務部長の職にある者をもって充て、委員には政策推進課長、財政課長、情報政策課長、商工観光課長及び生活環境課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第45号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

大田原市広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

大田原市広告掲載・不掲載決定通知書

[別紙参照]